

昭和三十三年通商産業省令第百十八号

工業用水道事業法施行規則

工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）に基き、ならびに同法および工業用水道事業法施行令（昭和三十三年政令第二百九十一号）を実施するため、工業用水道事業法施行規則を次のように制定する。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、工業用水道事業法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（書類の經由等）

第二条 次の届出、申請及び報告は、その届出、申請または報告に係る工業用水道の給水先の所在地を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。ただし、当該届出、申請及び報告を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六十条第一項の規定により行う場合は、この限りでない。

一 法第三条第一項、第六条第一項、第七条、第八条第二項、第九条第一項、第十三条、第十七条第一項、第二十一条、附則第四項、附則第八項または附則第九項の規定による届出
二 法第三条第二項、第六条第二項または第九条第二項の許可の申請
三 法第十七条第二項の認可の申請
四 工業用水道事業法施行令（以下「令」という。）第一条ただし書の承認の申請
五 第十四条の規定による報告

2 前項の規定により届出、申請または報告を経済産業局長を経由してしようとする者は、その届出、申請または報告に係る書類の写一通をその経済産業局長に提出しなければならない。
（事業の届出および許可の申請）

第三条 法第四条第一項の届出書または申請書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 法第四条第二項の規定による事業計画を記載した書類の様式は、様式第二のとおりとする。
3 法第四条第二項の規定による工事設計を記載した書類の様式は、様式第三のとおりとする。
4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 様式第四による給水区域における工業生産現況書
二 様式第五による給水区域における工業用水使用現況書

三 様式第六による工業用水道布設年次計画書
四 様式第七による建設資金調達年次計画書
五 様式第八による建設資金償還年次計画書
六 水源選定の理由を記載した書類
七 水源の確保に行政庁の許可を要する場合にあつては、その許可書の写（許可の申請をしている場合は、その申請書の写）

八 水源の水量および水質を記載した書類
九 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律百十七号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）に係る申請の場合にあつては、同法第二十二條第一項で規定する公共施設等運営権実施契約に係る書類（以下「公共施設等運営権実施契約書」という。）の写

5 公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、前項第九に掲げる書類において、第二項、第三項及び前項第一号から第八号に掲げる書類に記載される事項に相当する事項が定められている場合には、前項第九に掲げる書類の添付をもつて、第二項、第三項及び前項第一号から第八号に掲げる書類の添付に代えることができる。
（変更の届出および許可の申請）

第四条 法第六条第一項の規定による届出をし、または同条第二項の許可を受けようとする者は、様式第九による届出書または申請書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 様式第二による事業計画を記載した書類
二 その届出または申請が法第四条第一項第二号または第三号の事項の変更に係る場合にあつては、前条第四項第一号および第二号に掲げる書類

三 工事を要する場合にあつては、様式第三による工事設計を記載した書類および前条第四項第三号から第五号までに掲げる書類
四 法第四条第一項第四号の事項の変更に係る場合にあつては、前条第四項第六号から第八号までに掲げる書類

五 公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、かつ、公共施設等運営権実施契約書の内容の変更を伴う場合にあつては、その変更に係る書類の写
六 公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、前項第五号に掲げる書類において、前項

第一号から第四号に掲げる書類に記載される事項に相当する事項が定められている場合には、前項第五号に掲げる書類の添付をもつて、前項第一号から第四号に掲げる書類の添付に代えることができる。
（氏名等の変更の届出）

第五条 法第七条の規定による届出をしようとする者は、様式第十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（承継の届出）
第六条 法第八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七条 法第九条第一項の規定による届出をし、または同条第二項の許可を受けようとする者は、様式第十二による届出書または申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（給水開始前の届出）

第八条 法第十三条の経済産業省令で定める軽微なものは、次の各号に掲げる設備以外の設備に係る工事ならびに次の各号の設備の変更の工事であつて、ポンプについてはその能力の変更を伴わないもの、集水埋きよおよび管きよについては同一の材質のものについてその長さの五パーセント以下の変更を伴うもの、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、井戸、貯水池、貯水そう、沈砂池、ちんでん池、凝集池、浄水池、配水池および配水そうについてはその能力または容量の十パーセント以下の変更を伴うものとする。

一 取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きよ、集水埋きよ、井戸、沈砂池およびポンプ
二 貯水施設については、貯水池および貯水そう
三 導水施設については、導水管きよおよびポンプ
四 浄水施設については、ちんでん池、凝集池および浄水池
五 送水施設については、送水管きよおよびポンプ
六 配水施設については、配水池、配水そう、配水管およびポンプ

第九条 法第十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第十条 法第十七条第一項の規定により供給規程の設定の届出をし、または同条第二項の規定による供給規程の設定の認可を受けようとする者は、様式第十四による届出書または申請書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金に関する説明書
二 様式第十五による収支見積書
三 公共施設等運営事業に係る供給規程の設定の届出の場合にあつては、公共施設等運営権実施契約書の写

2 法第十七条第一項の規定により供給規程の変更の届出をし、または同条第二項の規定による供給規程の変更の認可を受けようとする者は、様式第十六による届出書または申請書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の変更を伴う届出又は申請の場合にあつては、その変更に係る前項第一号及び第二号に掲げる書類
二 公共施設等運営事業に係る供給規程の変更の届出又は申請の場合にあつては、かつ、公共施設等運営権実施契約書の内容の変更を伴う場合にあつては、その変更に係る書類の写
三 公共施設等運営事業に係る供給規程の変更の届出又は申請の場合にあつては、かつ、公共施設等運営権実施契約書の写

3 公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、第一項第三号、前項第二号及び第三号に掲げる書類において、第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載される事項に相当する事項が定められている場合には、第一項第三号、前項第二号及び第三号に掲げる書類の添付をもつて、第一項第一号及び第二号に掲げる書類の添付に代えることができる。
（家用工業用水道の届出）

第十一条 法第二十一条第六号の経済産業省令で定める施設は、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設および配水施設とする。

第十二条 法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第十七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十一条第二項の規定による変更の届出をしようとする者は、様式第十八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 3 法第二十一条第二項の規定による廃止の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(水質の測定を行わないことの承認の申請)
- 第十三条 令第一条ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(報告の徴収)
- 第十四条 工業用水道事業者は、令第三条第一項第三号および第四号に規定する事項について、毎年七月末日までに、様式第二十一による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 2 自家用工業用水道を布設している者は、令第三条第二項に規定する事項について、毎年七月末日までに、様式第二十二による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(立入検査の身分証明書)
- 第十五条 法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第二十三のとおりとする。
(意見の聴取)
- 第十六条 法第二十六条第一項の意見の聴取(経済産業大臣がした処分に係るものに限る。)は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。
- 第十七条 経済産業大臣は、前条の意見聴取会を開こうとするときは、その期日の一週間前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の内容を異議申立人及び参加人に通知し、かつ、公示する。
- 第十八条 議長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会に出席することを求めることができる。
- 第十九条 利害関係人(参加人を除く。)またはその代理人として意見聴取会に参加して意見を述べようとする者は、書面をもつて、その事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。
- 第二十条 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく、次の事項を記載した調書を作成しなければならない。
一件名
意見の聴取の期日及び場所
議長の氏名及び職名
意見聴取会に出席した者の氏名及び住所
陳述の要旨
証拠が提示されたときは、その旨

- 七 その他参考となるべき事項
- 第二十一条 当事者および利害関係人は、当該事案に関する調書を開覧することができる。
(経過規定による届出)
- 第二十二条 法附則第四項の届出書の様式は、様式第一のとおりとする。
- 2 法附則第四項の規定による事業の概況を記載した書類の様式は、様式第二十四のとおりとする。
- 3 法附則第四項の規定による工業用水道施設の状態を記載した書類の様式は、様式第二十五のとおりとする。
- 4 法附則第四項の通商産業省令で定める書類は、第三条第四項第八号に掲げる書類とする。
- 第二十三条 法附則第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第十四による届出書に第十号第一項各号に掲げる書類を添附して、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 第二十四条 法附則第九項の規定による届出をしようとする者は、様式第十七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(電子情報処理組織による手続の特例)
- 第二十九条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して法第二十三条第一項又は第二項の規定による報告を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。
- 一 法第二十三条第一項の規定による経済産業大臣への工業用水道事業に関する報告をしようとする者
経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な工業用水道事業報告様式に記載すべき事項
- 二 法第二十三条第二項の規定による経済産業大臣への自家用工業用水道の給水に関する報告をしようとする者
経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な自家用工業用水道報告様式に記載すべき事項
- 附 則
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三十七年一〇月一日通商産業省令第一一三号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 1 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の

- 施行前に生じた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。
- 附 則 (昭和四十二年一月二五日通商産業省令第一五三三号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二年一月一九日通商産業省令第三三三号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年九月三〇日通商産業省令第六六六号)
(施行期日)
この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。
- 附 則 (平成八年三月一三日通商産業省令第一一七号)
この省令は、平成八年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四四号) 抄
この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成一一年三月三〇日通商産業省令第二三三三号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一一年二月一七日通商産業省令第一一七号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二二年九月一九日通商産業省令第一七五五号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附 則 (平成二三年二月五日経済産業省令第二二五五号)
この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第二十八条の次に一条を加える改正規定(第二十九条第四項第二号に係る部分に限る。)は、平成十四年三月一日から施行する。
- 附 則 (平成一五年二月三日経済産業省令第九九号)
この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

- 附 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四六六号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二九年三月三一日経済産業省令第三二二二号)
この省令は、平成二十九年三月三十一日から施行する。
- 附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七七号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
- 附 則 (令和元年二月一三日経済産業省令第四九九号)
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二二二号)
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 第一条 (経過措置)
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則 (令和五年二月二八日経済産業省令第六三三三号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

備考 用紙の大きさは、A列4号とすること。

円/立方メートル

備考 1 料金収入については、その内訳書を添付すること。
2 本課の変更の場合は、その変更に係るもののみを記載すること。
3 用紙の大きさは、A4用紙とする。

備考 1 事項の記載の場合は、その記載に係るもののみを記載すること。
2 用紙の大きさは、A判4号とすること。

图式第 4 (至 6 通断台 11 = 一杯油正)

图式例 4 (平水期観測日: 一般地区) 治水区域における工業生産状況表

[illegible]

備考 用紙の大きさは、A列4号とすること。

图式第 5 (平舌清音合口, 一唇齿正)

図式例 5 (平水通水時) (一般化)

[illegible]

備考 用紙の大きさは、A判4号とすること。

模式第4 (平)海抜台より平の海抜全口・一部特定)

工業用水還在說年次計價費

上掲の事業年度ごとの計画						
年度	年度	年度	年度	年度	年度	合
費止						
敷工事費	600	600	600	600	600	
貯水工事費						
導水工事費						
浄水工事費						
池水工事費						
龍水工事費						
田池買付費						
田 産 買 費						
補 償 費						
そ の 他						
計						

備考 1 事実の記載の場合は、その実態に係るもののみを記載すること。
2 用紙の大きさは、A判4号とすること。

模式第7 (第6通像合11 + 一様像第7)

模式第 7 (平本通商社) 一括收買

資金区分	年度				合
	年度 1974	年度 1975	年度 1976	年度 1977	
合	16				16

備考	1	資本金区分は、その償還条件が高まるものごとに一欄を用いて記載すること。
	2	有利権の（ ）内には、建設利息の見解額を記載すること。
	3	事業の変更の場合は、その変更に係るもののみを記載すること。
	4	用紙の大きさは、A列4号とすること。

[illegible]

形式例 10 (名義者記入) ①課長(署名欄) ②課長(署名欄) ③主任(署名欄) (一筆署名)

氏 名 姓 名 異 同 異 同

年 月 日

政府課長大 助

署名者より署名欄より印捺
捺者より署名欄より印捺
印捺者より署名欄より印捺

下記の如く印捺を(姓名、住所)変更したので、二筆課長事務事項第7条の
規定により届けます。

異 同 の 内 容	変更前	変更後
異 同 の 姓 名		

備考 印捺の大小は、A4用紙を基準とする。

[illegible]

備考 月賦の大きさは、A列4号とすること。

備考 1 使用を開始する工業用水源施設の設計図面を添付すること。
2 用給の大きさ、A 列 4 号とすること。

鑄造、用錫点を含む材料、本型と鑄とせること。

備考 1. 金額は、供給調整の実施要方並びに20年度間の見込額の毎年度の平均額を記載すること。
2. 本様式の他に、修式簿をも添付すること。
3. 田舎の大きさは、日本に標準値をもととする。

[illegible]

様式第19 (平成16年度第1号・平成17年度第1号・平成18年度第1号・平成19年度第1号・平成20年度第1号・平成21年度第1号)

自家用工業用水道測量証明書

年 月 日

群馬県大田 町

図説者 氏名または名称および住所
なりわい法人において自ら
の事業のために測量を行う者の
氏名

下記のとおり自家用工業用水道を測量したため、工業用水道事業課測量証明書の
項の図説により発行いたします。

測 定 年 月 日	年 月 日
測 定 の 起 由	

備考 用途の大きさを、A列4号とすること。

[illegible]

⑤	望 賢 升 位 誌	
⑥	金 仙 三 師 誕 辰 その侍從兼侍臣誌	
⑦	神 皇 列 位 誌	
2.	乾 寶 月 日 (12+10)	
(1)	新 嘉 慶 御 紀	
	入 内 御 書	
	歌 之 舞	
	樂 之 舞	
	舒 禮 樂	
	神 樂 御 記 類	
	その侍從兼侍臣誌	
(2)	新 外 傳 記 類	
	琴 弓 記 類	
	その侍從兼侍臣誌類	
(3)	神 皇 親 屬 系 圖	
3.	壬辰年親親臣 (11・12)	
	以仁親王親親臣類	
4.	壬辰年御尊君御親臣系圖 以仁親王御親臣系圖 以仁親王御親臣系圖系圖 以仁親王御親臣系圖系圖	
4.	その他	
	(1) 保元平治革命系圖	
臣	氏 名	親 屬 (平氏) 等
	新 嘉 慶 三 年 御 紀	
	神 皇 親 屬 系 圖	
	以 仁 親 王 御 親 臣 系 圖	
	其 他 親 屬 三 系 圖	

(2) 当年度末品質改善

項	目	金 額 (千円)	備 考
金 業 質 提 高			

備考 1 毎年3月31日またはそれ以前で3月31日にもっと近い日に発生する事業年度の業績について記載すること。
2 国庫の七五五交付金による金業改善事業

[illegible]

形式第25 (予備試験) (問題) (問題)

工業用水施設建設費概算

1 工業用水源施設の位置、概要および構造

(1) 工業用水源施設の概要

(2) 設計図面 (別冊)

2 浄水施設の概要および附属する工業用水の概要

3 配水管の系統における水圧

概要	単位
設計 用紙の大きさは、A4用紙とする。	